



Outline book on Shimabara Area Administrative Committee

# 島原地域広域市町村圏組合概要

---

令和5年7月

---

## はじめに

---

島原地域広域市町村圏組合は、島原市、雲仙市、南島原市の3市が連携協力して、各構成市の枠を超えた広域的な事務を行うために設立された一部事務組合です。

---

## 目次

---

1. 組合概要	1
2. 組合のあゆみ	2
3. 構成市	3
4. 共同処理事務	4
5. 組織・組織図	5
(1) 不燃物ごみ処理	6
(2) 電算	8
(3) 介護保険	10
(4) 消防本部	12
[資料]	
島原地域広域市町村圏組合同規約	14

## 1. 組合概要

### (1) 設立根拠

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条  
第2項の規定に基づく一部事務組合

### (2) 設立年月日

昭和46年4月1日(広域行政機構としては協  
議会で昭和44年7月に発足している。)

### (3) 所在地

[事務局]

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊1327  
(島原市役所有明庁舎3階)

○総務課: TEL(0957)61-9100/FAX(0957)68-1126

○電算課: TEL(0957)61-9115/FAX(0957)68-1126

○介護保険課

<総務企画係>

TEL(0957)61-9101/FAX(0957)61-9104

<地域支援係>

TEL(0957)61-9102

<認定係>

TEL(0957)61-9103

<給付係>

TEL(0957)61-1104

<業務係>

TEL(0957)61-1105

[会計課] (島原市役所1階)

〒855-8555 長崎県島原市上の町537

TEL(0957)63-1111(内線161)

[消防本部]

〒855-0033 長崎県島原市新馬場町872-2

○総務課

TEL(0957)62-7711/FAX(0957)62-3133

○予防課

TEL(0957)62-5857

○警防課

TEL(0957)62-3080

○指令課

TEL(0957)65-5151/FAX(0957)63-6983

■島原消防署

〒855-0033 長崎県島原市新馬場町872-2

TEL(0957)62-0119/FAX(0957)62-5893

○北分署

〒859-1306 長崎県雲仙市国見町神代己111-3

TEL(0957)78-2870/FAX(0957)78-2906

■南島原消防署

〒859-2212 長崎県南島原市西有家町須川

1218-17

TEL(0957)82-2479/FAX(0957)82-2572

○布津分署

〒859-2113 長崎県南島原市布津町丙2812-1

TEL(0957)72-2383/FAX(0957)72-4220

○有馬分署

〒859-2415 長崎県南島原市南有馬町戊447-1

TEL(0957)85-2399/FAX(0957)85-2988

○口之津分署

〒859-2504 長崎県南島原市口之津町丙

2093-7

TEL(0957)86-2098/FAX(0957)86-2149

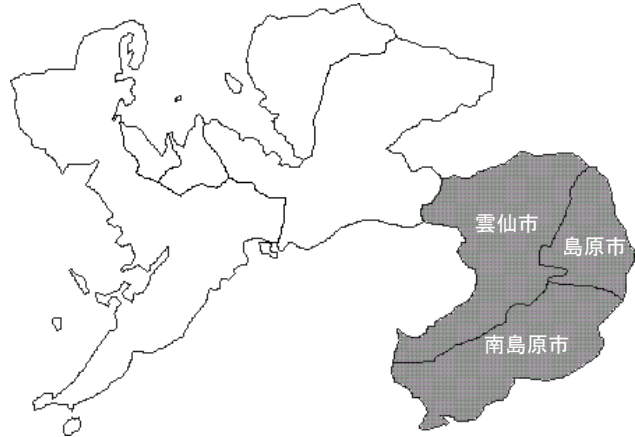
## 2. 組合のあゆみ

<p><b>昭和 44 年 7 月</b> 島原地域を広域市町村圏(1 市 7 町)に指定 (瑞穂町～島原市～西有家町) 島原地域広域市町村圏協議会設置 (広域行政機構)</p> <p><b>昭和 45 年 3 月</b> 広域市町村圏基本構想基本計画を策定</p> <p><b>昭和 45 年 4 月</b> 島原地域消防福祉組合発足(1 市 7 町) (常備消防救急業務、伝染病隔離病舎事業開始)</p> <p><b>昭和 45 年 8 月</b> 南部 4 町の編入 (加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町)</p> <p><b>昭和 46 年 4 月</b> 島原地域広域市町村圏組合発足(1 市 11 町) (組合事務局を設置、消防救急業務開始) (島原地域消防福祉組合を島原地域福祉組合に 改組、伝染病隔離病舎事業のみとなる。)</p> <p><b>昭和 48 年 4 月</b> 電算事業、不燃物ごみ処理事業を開始</p> <p><b>平成 7 年 10 月</b> ふるさと市町村圏に選定(基金 10 億円を造成)</p> <p><b>平成 9 年 4 月</b> ふるさと市町村圏事業を開始</p> <p><b>平成 11 年 6 月</b> 島原半島西部 5 町の加入 (吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山 町) 介護保険業務を開始(1 市 16 町で共同処理)</p> <p><b>平成 13 年 3 月</b> 島原地域ふるさと市町村圏計画基本構想基本計 画(第 4 次)を策定</p> <p><b>平成 15 年 4 月</b> 事務局会計課を設置</p>	<p><b>平成 17 年 10 月</b> 10 日 国見町・瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々 石町・小浜町及び南串山町が脱退 11 日 雲仙市が加入(2 市 9 町)</p> <p><b>平成 17 年 12 月</b> 31 日 有明町が島原市に編入合併されるため 脱退(2 市 8 町)</p> <p><b>平成 18 年 3 月</b> 30 日 加津佐町・口之津町・南有馬町・北有 馬町・西有家町・有家町・布津町及び深江町 が脱退 31 日 南島原市が加入(3 市)</p> <p><b>平成 18 年 4 月</b> 消防本部指令課を設置 消防署を 2 署体制とする</p> <p><b>平成 19 年 4 月</b> 収入役を廃止し会計管理者を置く</p> <p><b>平成 23 年 3 月</b> ふるさと市町村圏事業を廃止 不燃物ごみ処理事業から雲仙市が脱退</p> <p><b>平成 27 年 4 月</b> 電子計算機に関する事務から雲仙市が脱退</p>
---	--

### 3. 構成市

#### (1) 構成市の名称

- ① 島原市 (しまばら し)
- ② 雲仙市 (うんぜん し)
- ③ 南島原市 (みなみしまばら し)



#### (2) 構成市の人口等の動向

人口は、住民基本台帳でみて、令和4年に128,314人であったが、令和5年には126,363人へと減少傾向が続いています。また人口構成でみると、高齢者人口(65歳以上)は令和5年3月末には約38.08%となっており、高齢化が進んでいます。

住民基本台帳人口(令和5年3月末現在)

区分	人口(人)	65歳以上(人)	高齢化率(%)	世帯
島原市	42,765	15,594	36.46	19,719
雲仙市	41,447	15,061	36.34	17,564
(旧国見町)	9,574	3,443	35.96	3,767
(旧瑞穂町)	4,562	1,759	38.56	1,925
南島原市	42,151	17,464	41.43	18,417
計	126,363	48,119	38.08	55,700

## 4. 共同処理事務

本組合で行っている共同処理事務の状況は、次表のとおりです。区域は、島原市、雲仙市（旧瑞穂町・国見町地区のみ）及び南島原市ですが、介護保険業務のみ半島全域で取り組んでいます。

共同処理事務状況

区 分	島原市	雲仙市		南島原市
		旧国見町 旧瑞穂町	その他区域	
不燃物ごみ処理	○	-	-	○
電 算	○	-	-	○
介 護 保 険	○	○	○	○
常備消防・救急	○	○	-	○

## 5. 組織・組織図

### (1) 議会（規約第2章）

議員定数/15人

議員構成/各構成市議会の議員から5人を選出  
任期/各構成市議会の議員としての任期

定例会/年2回

### (2) 執行機関（規約第3章）

管理者/1人（議会の選任）

副管理者/2人（管理者以外の構成市長）

会計管理者/1人（管理者が職員のうちから任命）

監査委員/2人（識見を有する者、議会選出の者）

### (3) 補助職員（定数条例）

管理者事務部局の職員/39人（定数51人）

消防の事務部局の職員/145人（定数145人）

### (4) 調査会（附属機関、設置条例）

趣旨/地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置、管理者の要請に基づき、組合の共同処理事務について調査研究し、必要な調整を行う機関

委員/12人（定数13人）

構成/構成市の副市長及び職員、長崎県島原振興局の職員、組合の職員

定数・実数

区 分	定 数	実 数
議会	15人	15人
監査委員	2人	2人
調査会	13人	12人
事務局職員	51人	39人
消防本部職員	145人	145人
組合職員計	196人	184人

区 分	課 名
事務局 局長1人	総務課7人
	電算課4人
	介護保険課26人
会計課3人（2人は併任）	
消防本部 消防長1人 次 長1人	総務課6人
	予防課5人
	警防課4人（兼務者除く）
	指令課12人
	島原消防署53人（次長兼署長除く） 南島原消防署63人

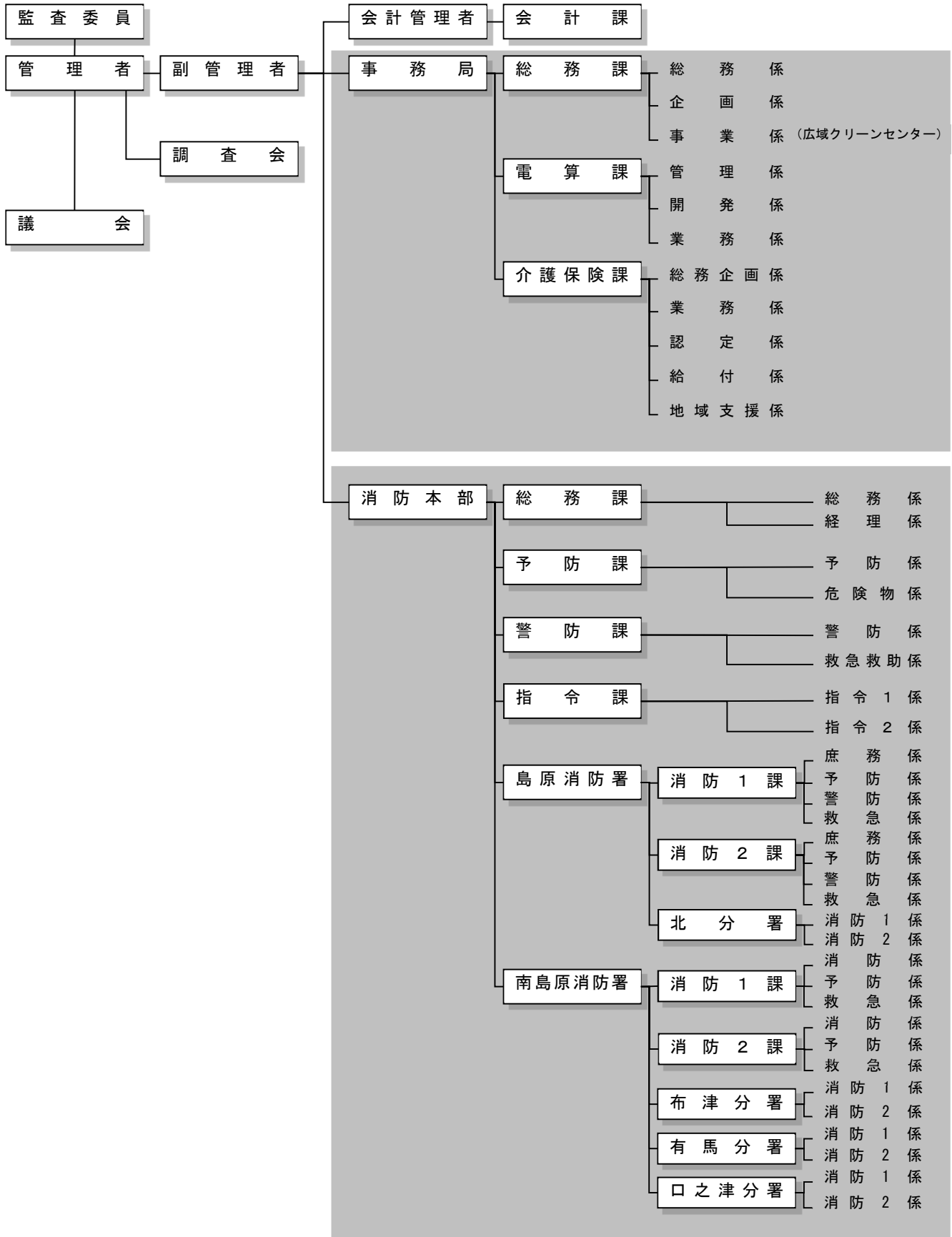
（令和5年4月1日現在）

※会計年度任用職員は除く

※消防本部：1人消防学校派遣（教官）

※消防本部：1人防災航空隊派遣

組織図



## 不燃物ごみ処理

### ① 廃棄物の発生抑制と適正処理

最近の廃棄物を取り巻く環境は、生活様式の多様化などにより、ごみ排出量の増大、ごみ質の多様化、最終処分場の逼迫、不法投棄の増大やダイオキシン問題など、さまざまな問題を抱えており、これまでの大量生産・大量消費の生活様式を改め、廃棄物を出さない社会、地球にやさしく環境負担の少ない「資源循環型」の社会への転換を迫られています。

本組合も、平成5年度から現在の広域クリーンセンター（最終処分場）を供用開始し、併せてリサイクルをより効果的かつ効率的に行うため、中間処理を民間施設の島原リサイクルプラントへ全部委託しています。

構成市においても、一般廃棄物処理基本計画及び市町村分別収集計画等を策定され、廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進を実施しています。

本組合としても、これらの計画を指針に「資源循環型」の社会形成を目指すとともに、廃棄物の迅速かつ適正な処理による地域住民の快適な生活環境づくりのため、地域住民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化・リサイクルを推進することとしています。

### ② 対象区域

島原市、南島原市の2市を区域とします。

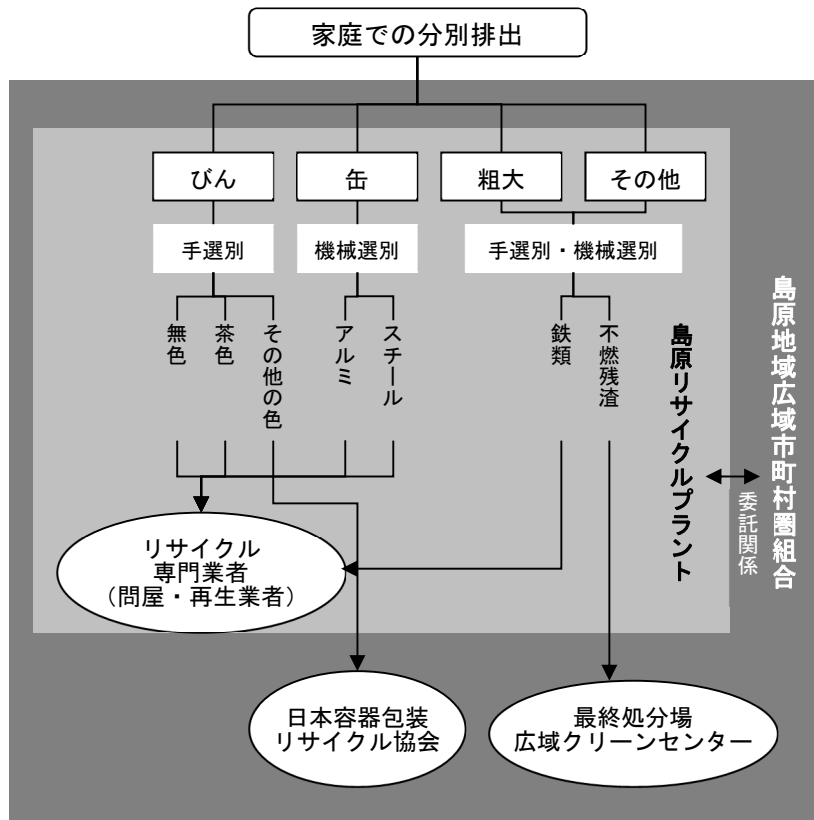


### ③ 一般廃棄物（不燃物ごみ）の現況

対象区域内で排出された不燃物ごみ処理の流れは、次表のとおりです。家庭から出された家庭系一般廃棄物は構成市が収集運搬し、島原リサイクルプラントへ持ち込みます。島原リサイクルプラントへ持ち込まれた不燃物ごみは、びん・缶・その他金属などをリサイクルし、残渣を広域クリーンセンターへ埋立処分しています。



### 中間処理（島原リサイクルプラント）の概要



#### ④ 本組合等の一般廃棄物処理施設整備状況

事業主体	事業内容	施設規模	施工年度	対象市
島原地域広域市町村圏組合	不燃性廃棄物 最終処分場	59,200 m <sup>3</sup>	3~4	島原市 南島原市
島原リサイクルプラント	中間処理 (再資源化)	30 t /日	4	

#### ⑤ 不燃性廃棄物最終処分場の残余容量について

残余容量調査測量調査を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第1条第2項19号の規定に基づき令和5年4月17日に実施しています。

全体容量 (m <sup>3</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)	残余容量 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)	残余年数 (年)
59,200	42,100	71.1	17,100	28.9	30

## 電 算

### ① 広域電算処理事務

本組合では、昭和 48 年から島原半島の税務情報を中心とする行政事務を広域で電算処理してきました。

また、複雑・多様化する行政需要に対するために次頁の「行政情報システム展開図」のとおり、逐次、適用業務を拡大充実してきました。

平成 17 年度では、島原半島のすべての市町がそれぞれ合併して、新体制に対応した新たなプログラムへの移行作業を行いました。

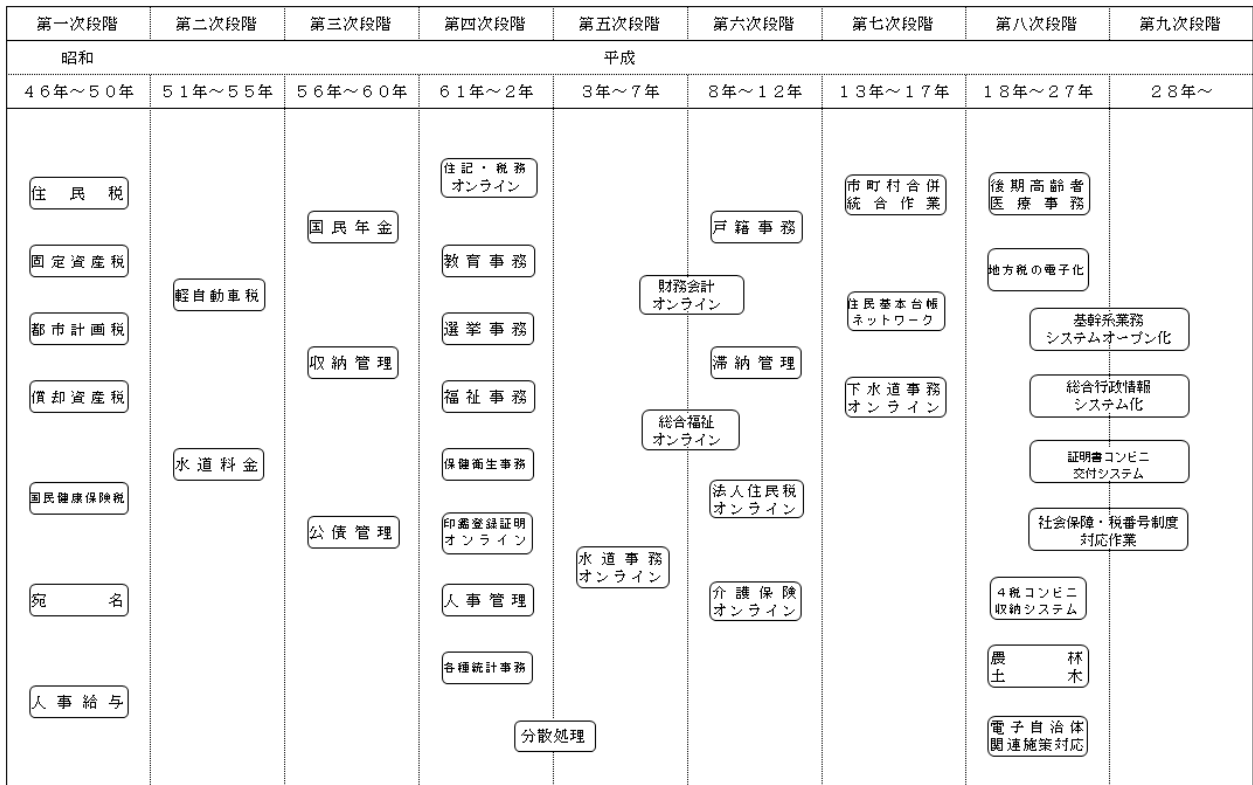
平成 26、27 年度では汎用(メインフレーム)系システムからオープン系の新システムへの更改を行い、住記や税、介護保険などの制度改正に伴うシステム改修を行うとともに、電算基幹システムの保守管理や構成市からの要望・問合せに対応してまいりました。

### ② 対象区域図

島原市、南島原市の 2 市を区域とします。



行政情報システム展開図



島原広域業務システム一覧

項番	システム名	島原市	南島原市	広域圏	備考
1	住民記録システム	○	○		
2	印鑑登録システム	○	○		
3	住民基本台帳ネットワークシステム(連携分)	○	○		
4	国民健康保険システム(資格、税)	○	○		
5	後期高齢者医療システム	○	○		
6	宛名管理システム(住登外、送付先、共有者)	○	○		
7	国民年金システム	○	○		
8	外字管理システム	○	○		
9	国民投票システム	○			
10	選挙管理システム(漁業調整委員会含む)	○	○		漁業調整委員会は島原市のみ
11	児童手当システム	○			
12	介護保険システム			○	
13	介護予防ケアマネジメントシステム			○	
14	住民税システム	○	○		
15	固定資産税システム(土地、家屋、償却資産、都市計画)	○	○		
16	軽自動車税システム	○	○		
17	収納管理システム	○	○		
18	口座・納組管理システム	○	○		
19	水道システム	○	○		
20	下水道システム	○	○		
21	教育システム	○	○		
22	衛生システム	○			
23	戸籍システム	○	○		
24	人事給与システム	○		○	
25	財務会計システム	○		○	
26	福祉システム	○			
27	子ども子育て支援システム	○			
28	滞納管理システム	○			

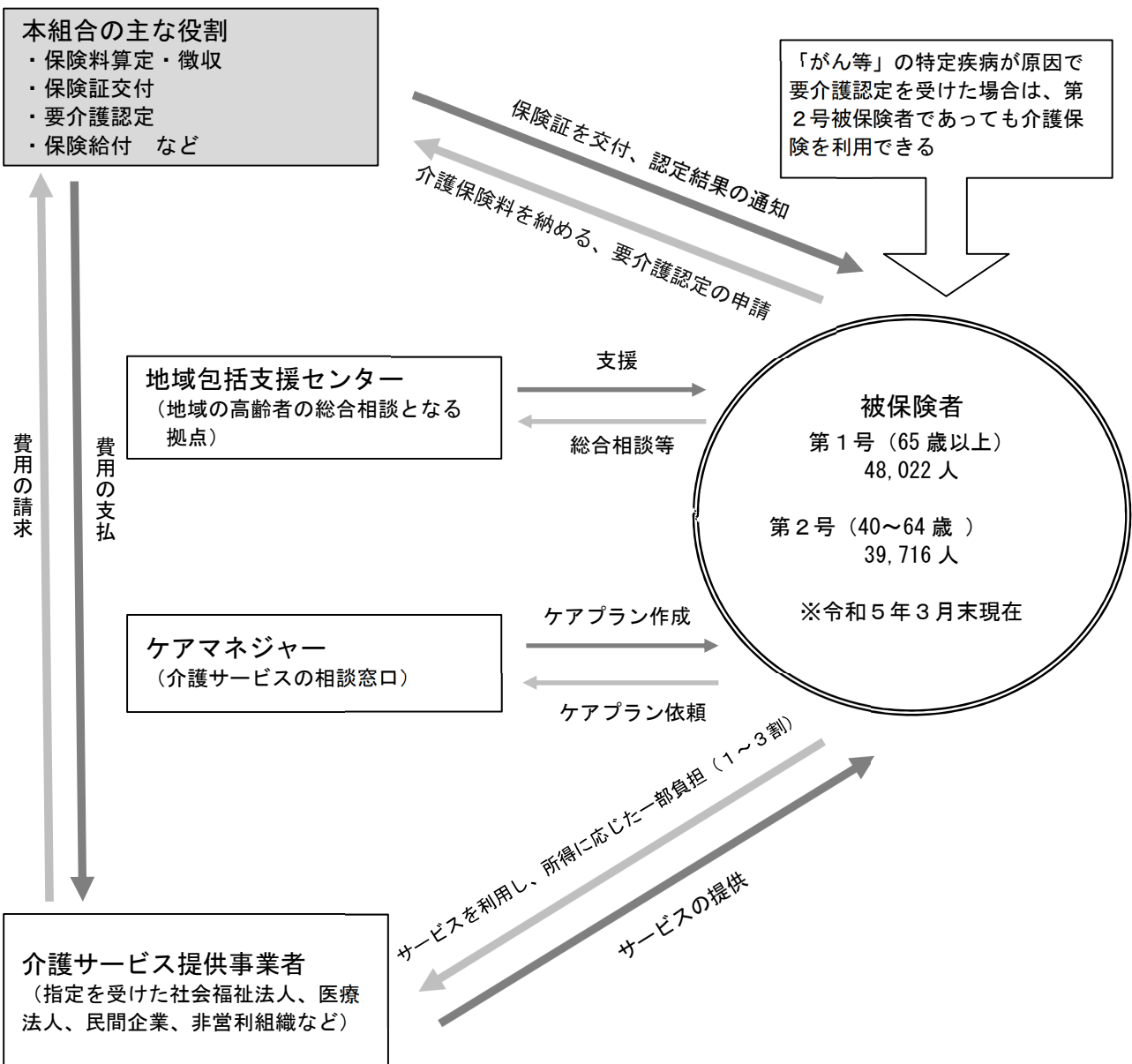
## 介護保険課

### ① 介護保険制度の現状

我が国では、令和7（2025）年には「団塊の世代」全てが75歳以上に、令和22（2040）年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進行し、認知症高齢者や単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、支援を要する高齢者が大幅に増加することが予想されています。

このような状況の中、高齢者がいつまでも元気で住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくために、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進をしていきます。

### ② 介護保険制度のしくみ



介護保険料の財源は、国・県・構成市の負担金で半分を公費負担、残りの半分が介護保険料です。

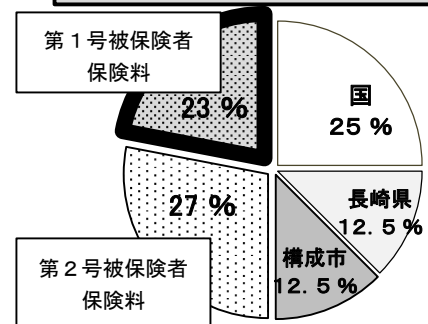
○第1号被保険者保険料（65歳以上）

- ・普通徴収：年金が年額18万円未満の方は本組合徴収
- ・特別徴収：年金が年額18万円以上の方は年金天引き

○第2号被保険者保険料（40～64歳）

- ・医療保険者（国保、健保組合等が社会保険診療報酬支払基金へ一括納付して介護保険者へ交付）

介護保険の財源と保険料



③ 介護保険料（基準月額）の推移

（単位：円）

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
年 度	H12～H14	H15～H17	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H30～R02	R03～R05
基準月額	3,100	4,050	5,380	4,813	5,375	5,791	6,500	6,500

④ 認定者（第1号被保険者）の推移

（単位：人）

区 分	H30	R01	R02	R03	R04
認定者	10,614	10,597	10,511	10,441	10,200
第1号被保険者	47,650	47,915	48,136	48,207	48,022
認定率(%)	22.27%	22.12%	21.84%	21.66%	21.24%

⑤ 介護給付費の推移

（単位：千円）

区 分	H30	R01	R02	R03	R04
居宅サービス	6,237,281	6,282,780	6,285,987	6,279,063	6,177,043
地域密着型サービス	4,163,316	4,221,032	4,350,305	4,322,833	4,302,550
施設サービス	4,762,974	4,816,921	4,862,275	4,926,041	4,961,255
特定入所者介護サービス	681,470	687,473	707,756	649,883	612,862
高額介護サービス	343,235	358,068	378,746	377,259	381,402
高額医療合算介護サービス	51,503	54,683	54,031	58,537	55,992
福祉用具購入費	20,347	18,733	22,021	20,883	22,399
住宅改修費	61,656	60,451	46,898	46,727	56,600
その他諸費	14,193	13,605	14,679	14,665	14,575
合計	16,335,975	16,513,746	16,722,698	16,695,891	16,584,678

⑥ 地域支援事業（主な事業の参加者実績）

（参加者数／開催回数）

区 分	H30	R01	R02	R03	R04
一般介護予防事業 （介護予防教室）	28,486人 /2,142回	29,325人 /1,803回	22,843人 /1,554回	20,979人 /1,216回	16,671人 /724回
認知症総合支援事業 （認知症カフェ）	1,365人/127回	1,394人/127回	647人/77回	807人/80回	916人/88回
家族介護支援事業 （家族介護教室）	191人/13回	107人/7回	275人/16回	93人/6回	294人/21回

## 消 防 本 部

### ① 消防本部・消防署

本地域は観光地として魅力がある反面、海岸線に長く連なった地形にあり、消防においては、厳しい環境となっています。現在の火災をはじめとする各種災害は、生活様式の変化などにより複雑多様化しており、多くの課題が認識されているところです。また、高齢社会の到来などにより、救急件数の増加が著しく、地域住民の消防へのニーズは、より高度な救急対策を求められているところです。管内図のように広域による常備消防・救急業務を実施しています。

管内図



### ② 組織体制

#### (1) 消防組織

常備消防である本組合の令和5年4月1日現在の組織体制は、消防本部1、消防署2、分署4、消防職員145名で、構成市（雲仙市は一部）の全てをカバーしています。

また、常備化が進展した今日であっても、地域の消防防災に果たす消防団の役割は依然として重要なものがあり、常備消防と密接した連携体制にあります。

消防職員配置状況

階級 所属	消	消	消	消	消	消	消	計						
	防	防	防	防	防	防	防							
	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士							
消 防 本 部	1	1	5	(1)	8	(4)	7	(4)	7	(1)	29	(10)		
島 原	本署		(1)	2		8		10	3		15	38	(1)	
	北分署			1		1		6	1		6	15		
	小計			(1)	3		9		16	4	21	53	(1)	
南 島 原	本署		1		2		4		8		4	5	24	
	布津分署				1		1		6		3	4	15	
	有馬分署				1		1		4			3	9	
	口之津分署				1		1		6		3	4	15	
	小計				1		5		7		24	10	16	63
合 計	1	2	(1)	13	(1)	24	(4)	47	(4)	21	(1)	37	145	(11)

※ ( ) は兼務

## (2) 庁舎

本組合消防本部の庁舎は平成 18 年 5 月から運用開始しました。島原消防署と併設し、鉄筋コンクリート 4 階建、通常の 1.25 倍の耐震強度を備え、高い安全性をコンセプトに、バリアフリー・省エネ対策に重点を置いた構造となっています。

また、本庁舎は指令センターも配備しており、最新鋭の指令システムの導入により、119 番通報から現場到着までの更なる迅速化と効率化を図っています。

消防署各庁舎老朽化に伴い、随時庁舎建て替えを行っており、地域防災活動の拠点として活用できる施設になり、地域住民の方々の安全な暮らしと財産を守っています。

消防庁舎の現況

区分 庁舎名	所在地	建 築 年月日	構 造 階 数	面積 (㎡)		
				敷地	建築	延べ
消防本部 島原消防署	島原市新馬場町	H18.03.24	鉄筋コンクリート 4 階建	5,351	1,554	3,752
北分署	雲仙市国見町	H26.05.31	鉄筋コンクリート平屋	3,232	474	463
南島原消防署	南島原市西有家町	H23.03.25	鉄筋コンクリート 2 階建	3,272	720	1,385
布津分署	南島原市布津町	H28.03.04	鉄筋コンクリート 2 階建	1,371	319	480
有馬分署	南島原市南有馬町	S49.08.01	鉄筋コンクリート平屋	804	223	223
口之津分署	南島原市口之津町	R04.03.28	鉄筋コンクリート平屋	2860	484	463

## (3) 消防車両

消防車両等について、消防本部、消防団とも消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の整備が進み、機動力の強化が図られています。

消防本部車両配置状況

車面名	本 部	指 揮	連 絡	広 報	査 察	は し ご	水 槽 付 き	ポ ン プ	高 規 格 救 急 車	救 助 工 作 車	資 機 材 搬 送 車	防 火 広 報 車	計	担当区域
消防本部	1	1	1	1	1							1	6	全 域
島原消防署	本 署					1	2	1	3	1	1		9	島原市全域
	北分署			1			1		1				3	雲仙市 国見町 瑞穂町
	小 計			1		1	3	1	4	1	1		12	
南島原消防署	本 署	1					1	1	1	1	1		6	有 家 町 西有家町
	布津分署			1				1	1				3	南島原市 布津町 深江町
	有馬分署			1				1	1				3	北有馬町 南有馬町
	口之津分署			1				1	1				3	口之津町 加津佐町
	小 計	1		3			1	4	4	1	1		15	
合 計	1	2	1	5	1	1	4	5	8	2	2	1	33	

## 規 約

### 第1類 総規

#### 第1章 組合設立

##### 島原地域広域市町村圏組合格約

昭和46年4月1日長崎県指令46島振総第268号許可

変更 昭和47年4月1日長崎県指令47島振総第195号許可  
平成元年4月1日長崎県指令1島振総第55号許可  
平成8年2月21日長崎県指令7島振総第203号許可  
平成11年5月7日長崎県指令11島振地第12号許可  
平成17年10月7日長崎県指令17島振地第158号許可  
平成17年12月27日長崎県指令17島振地第223号許可  
平成18年3月30日長崎県指令17島振地第284号許可  
平成19年3月28日長崎県指令18島振地第145号許可  
平成22年10月28日長崎県指令22市町振第464号許可  
平成23年1月20日長崎県指令22市町振第644号許可  
平成25年8月6日長崎県指令25地振第448号許可  
平成25年11月8日長崎県指令25地振第708号許可  
平成28年1月22日長崎県指令27市町村第416号許可

#### 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を処理する。

- (1) 常備消防及び救急業務に関する事務
- (2) 電子計算機の導入並びに電算センターの建設及び管理運営に関する事務（雲仙市を除く。）
- (3) 不燃物ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
- (4) 介護保険業務の管理運営に関する事務（被保険者からの各種申請・届出にかかる受付業務を除く。）

2 前項に規定する事務を共同処理する市のうち、雲仙市にあっては、同項第1号及び第3号に掲げる事務（第3号については平成22年度までに収集された不燃物ごみの処理を行うものに限る。）を旧国見町及び旧瑞穂町の区域で行う。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、島原市に置く。



## 第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の任期)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、15人とし、関係市の議会において当該議会の議員のうちからそれぞれ5人を選出する。

- 2 組合議員に欠員が生じたときは、その議員の属していた関係市の議会において速やかにこれを補充しなければならない。
- 3 組合議員の任期は、関係市の議会の議員としての任期とする。

第6条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会で選挙する。
- 3 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行なう。
- 4 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行なわせる。
- 5 第2項及び前項の規定により選挙を行なう場合において議長の職務を行なう者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行なう。

## 第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第7条 組合に、管理者1人及び副管理者2人を置く。

- 2 管理者は、組合の議会において関係市の長のうちからこれを選任する。
- 3 副管理者は、管理者以外の関係市の長をもつて充てる。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長としての任期とする。

(会計管理者)

第8条 組合に会計管理者1人を置き、次条の職員のうちから管理者がこれを任命する。

(補助職員)

第9条 第7条に規定する者のほか条例の定めるところにより、職員を置く。

- 2 職員は、管理者が任免する。ただし、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期とする。

## 第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、組合所有財産及び事業により生ずる収入その他法令により組合に属する収入をもつてこれに充てるほか、不足額は、次の各号に定める基準により組合の議会の議決を経て関係市が負担する。

- (1) 通常の運営に要する経費の市別負担割合は、平等割を100分の20及び人口割を100分の80とする。

- (2) 第3条第1項第1号から第3号までの各号の事業に要する経費の市別負担割合は、人口及び消防費に係る基準財政需要額等を基礎として事業別に定める。ただし、第3条第1項第2号に規定する事業に要する経費の市別負担割合については、雲仙市を除くものとする。
- (3) 第3条第1項第4号の事業に要する経費の市別負担割合は、人口及び高齢者比率等を基礎として別に定める。
- 2 前項第1号及び第2号の負担割合の算定に必要な人口の基準は、最近の国勢調査人口とし、前項第3号の負担割合の算定に必要な人口の基準は、前年の10月1日の住民基本台帳人口とする。
- 3 投資、災害、事故その他特別の事由による臨時的経費の支出に充てる負担金については、第1項の規定にかかわらず、組合の議会の議決を経て、特別の基準を定めることができる。

## 第5章 雑則

### (委任)

第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、組合運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第3条第3号に規定する事務については、長崎県知事の許可を受け、別に管理者が定めた日から施行する。
- 2 島原地域消防福祉組合同規約（昭和45年3月28日議決）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島原地域福祉組合同規約

第1条中「島原地域消防福祉組合」を「島原地域福祉組合」に改める。

第3条を次のように改める。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、島原伝染病院に関する事務を処理する。

第10条中第1号を削り、第2号中「前号の規定による人口とする」を「当該年度前の直近の国勢調査人口による」に改め、同号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削る。

附 則（昭和47年4月1日長崎県指令47島振総第68号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月1日長崎県指令1島振総第55号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、変更後の島原地域広域市町村圏組合同規約の規定は、昭和64年4月1日から適用する。

附 則（平成8年2月21日長崎県指令7島振総第203号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成11年5月7日長崎県指令11島振地第12号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成17年10月7日長崎県指令17島振地第158号許可）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における雲仙市が負担すべき経費の負担金等の額については、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定により算出して得られる旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧小浜町及び旧南串山町が負担すべき経費の負担金等の合計額とする。
- 3 雲仙市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、島原地域広域市町村圏組合規約第12条の規定により旧国見町及び旧瑞穂町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則 (平成17年12月27日長崎県指令17島振地第223号許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における島原市が負担すべき経費の負担金の額については、島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、同条の規定により算出して得られる島原市及び旧有明町が負担すべき経費の負担金の合計額とする。
- 3 島原市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、島原地域広域市町村圏組合規約第12条の規定により島原市及び旧有明町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則 (平成18年3月30日長崎県指令17島振地第284号許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における南島原市が負担すべき経費の負担金の額については、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合規約 (以下「変更前の規約」という。) 第11条の規定により算出して得られる旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町が負担すべき経費の負担金の合計額とする。
- 3 南島原市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、変更前の規約第12条の規定により旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則 (平成19年3月28日長崎県指令18島振地第145号許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、地方自治法の一部を改正する法律 (平成18年法律第53号) 附則第3条第1項の規定により、収入役が現に在職する場合においては、この規約による変更後の島原地域広

---

域市町村圏組合同規約第8条の規定は適用せず、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組  
合同規約第8条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年10月28日長崎県指令22市町振第464号許可）  
この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成23年1月20日長崎県指令22市町振第644号許可）  
この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月6日長崎県指令25市町振第448号許可）  
この規約は、長崎県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成25年11月8日長崎県指令25市町振第708号許可）  
この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月22日長崎県指令27市町村第416号許可）  
この規約は、長崎県知事の許可のあった日から施行する。



島原地域広域市町村圏組合

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327

(島原市役所有明庁舎)

TEL (0957) 61-9100 (総務課)

FAX (0957) 68-1126 (総務課)

<http://www.shimabara-area.net/site/>